令和８年９月

環境に配慮した農業に取り組む農業者が受けられる

みどり認定

の認定希望者を募集します

みどり認定って？？？

「みどりの食料システム法」に基づき、令和５年度からスタートした制度。

環境に配慮した農業に取り組む農業者を県が認定します！

ぜひ、認定取得を検討してみませんか？

みどり認定を受けるとどうなるの？

国の補助金※などの採択で優遇されます！

例えば…

みどり認定優先枠

農地利用効率化等支援事業

環境に配慮した営農に必要な機械・施設に

最大 **300万円**

例）



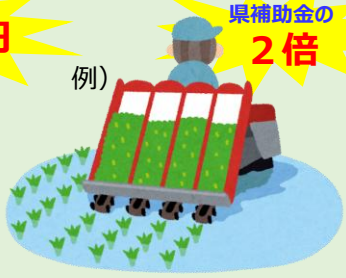
みどり認定ポイント加算対象

経営発展支援事業

就農後の機械導入時に

県補助金の **２倍**

例）



※ 各補助事業への取組にあたっては、諸条件がございます。

さらに今後！

令和９年度から！

環境保全型農業直接支払交付金の見直しで

「みどり認定」取得者にメリットが…？



令和９年度から「みどり認定」取得が要件となります。

本交付金を受ける予定の方はご注意ください！

※「エコファーマー制度」も、「みどり認定制度」に移行しています。

何をすれば認定を受けられるの？

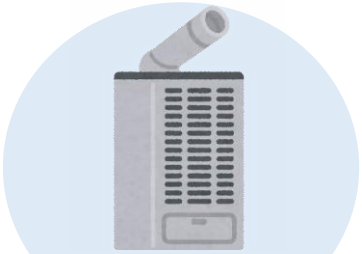
環境負荷を低減する取組の５年間の実施計画（環境負荷低減事業活動実施計画）を作成・申請し、実践していただきます。

取組例）

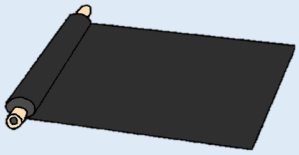
※いずれか１つの取組で可



土づくり実施、
化学肥料・農薬の使用低減



ヒートポンプ導入など
温室効果ガスの削減



生分解性マルチの使用など
プラスチックの排出量抑制

※化学肥料・農薬は、一定以上の低減が必要です。その他、詳しい基準はお問い合わせください。

こちらに取り組む場合は公的分析機関による土壌診断の結果を添付することが必須ですが、今回、県がその費用を**負担します！**

詳細は裏面➡

計画作成～申請～認定の流れ

① 申請者による事前相談

【各農業改良普及センター・市町へ相談】

② 申請者による実施計画の作成

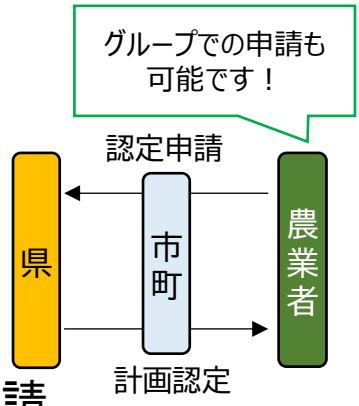
③ 認定申請書・実施計画を市町へ申請

《申　請　先》各市町農林水産関係主務課

《申請期限》

令和8年度は、上半期・下半期の年2回、認定を行います。
各期限の2か月前を目安に事前にご相談ください。

下半期：令和9年2月5日（金）まで



様式などはコチラ！
（県農政課HP）

④ 県による実施計画の認定の審査

⑤ 県による実施計画の認定【みどり認定】

※みどり投資促進税制を活用する場合など、早期認定が必要な場合は個別にご相談ください。

**「香川県みどり認定マーク」で
農産物の「見える化」も可能です！**

香川県
みどり認定

【認定後は…】

・計画に沿った５年間の取組の実施
・認定者による毎年度の実施状況報告書の提出
(翌年５月末まで)

まずはお気軽にご相談ください！

【本制度に関するお問合せ先】

◇ 香川県農政水産部　農政課　　TEL：087-832-3395
◇ 東讃農業改良普及センター　　TEL：0879-42-0190
◇ 小豆農業改良普及センター　　TEL：0879-75-0145
◇ 中讃農業改良普及センター　　TEL：0877-62-1022
◇ 西讃農業改良普及センター　　TEL：0875-62-3075